

# 屋外広告物許可申請の手引き

生 駒 市

令和6年4月

## 目次

はじめに	1
屋外広告物とは、屋外広告物を出すときは、屋外広告物条例の概要	2
禁止広告物・禁止物件	3
禁止地域等	4
許可地域等、許可基準	6
屋上広告物に関する基準	7
軒下、へい、かき広告物に関する基準	9
広告塔、建植広告物に関する基準	10
電柱（突き出し広告、巻き付け広告）、アーチ、気球広告物に関する基準	11
広告幕（懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等）基準	12
許可申請等の手続き	13
許可申請必要書類	15
屋外広告物審査手数料と許可期間	16
適用除外	17
その他の注意事項、屋外広告業登録について	18

# はじめに

情報化時代の今日、宣伝の一役を担う屋外広告物はますます多様化、活発化の傾向にあります。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると街の美観や優れた自然景観が損なわれるおそれがあります。

また、著しい老朽化や、管理が適正になされていない広告物は私たちに危害を及ぼすこともあります。

これらを防止するため、屋外広告物法が定められています。奈良県ではこの法律に基づき「奈良県屋外広告物条例」を定めて屋外広告物について必要な規制を行っています。この『許可申請の手引き』は、これから屋外広告物を掲出しようとする方はもとより、ひろく市民のみなさんに、県条例に基づく屋外広告物の正しい掲出について理解していただくため、規制の範囲や許可の基準などを簡潔にまとめたものです。

奈良県は古い都があった関係から歴史的風土に恵まれた日本人の心のふるさととして、国内外の人々から親しまれている土地柄でありますので、とくに自然景観や都市美観の保全に努めているところであります。

古都奈良をより美しく、安全で住みよくするために、みなさんのより一層のご協力をお願いいたします。

## 注意

県下の屋外広告物条例の適用区分

- 奈良市、橿原市を除く県内全域「奈良県屋外広告物条例」
- 奈良市 …………… 「奈良市屋外広告物条例」
- 橿原市 …………… 「橿原市屋外広告物条例」

★ 屋外広告物とは

屋外で、常時又は一定の期間継続して、公衆に対して表示される、はり紙・はり札・ポスター・立看板・広告板・広告塔などをいいます。

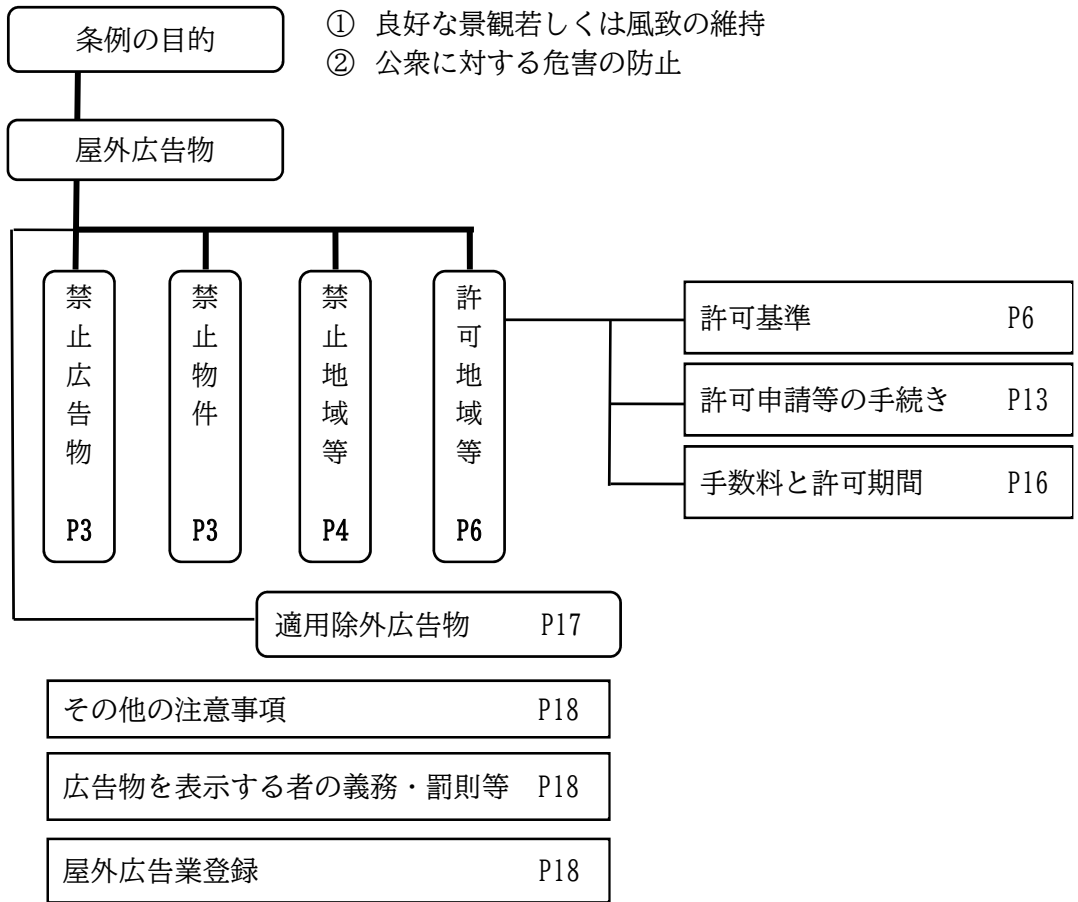
これらが独立して設置されている場合はもちろん、建物などを利用して取り付けられている場合も含まれます。

また、表示内容が営利的な商業広告でなくても、文字等で表示されていなくても、上記の要件に該当するものは屋外広告物です。

★ 屋外広告物を出すときは

事前に、生駒市都市整備部都市づくり推進課と十分に相談して下さい。広告物を掲出しようとする場所が、原則として掲出できない「禁止地域」や、許可が必要な「許可地域」となっている場合があります。

屋外広告物条例の概要



## 禁止広告物

- 次の広告物は、どんな場合にも、表示・設置することができません。
  - 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を害するおそれのあるもの
  - 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

## 禁止物件

- 次の物件には屋外広告物の表示・設置が禁止されています。
  - 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
  - 街路樹、路傍樹
  - 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく、駒止、信号機
  - 銅像、記念碑
  - 建造物（文化財保護法、奈良県文化財保護条例の規定により指定されたもの）
  - 石垣、よう壁
  - 火災報知器、消火栓、火の見やぐら
  - 送電塔、送受信塔、照明塔
  - 景観法により指定された景観重要建造物、景観重要樹木
  
- 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板の表示が禁止されています。

## 禁止地域等

■ 次の地域では原則として屋外広告物の表示・設置はできません。

- 文化財保護法により指定された地域  
◎国宝又は重要文化財の建造物の周囲50m以内
- 奈良県文化財保護条例により指定された地域  
県指定史跡名勝天然記念物
- 第1種・第2種低層住居専用地域
- 風致地区
- 保安林として指定された森林のある地域
- 陵、墓地、火葬場
- 都市公園

■ 次の道路敷地又は鉄道敷地から展望できる地域（展望規制区域）では、原則として屋外広告物の表示・設置はできません。（商業地域・近隣商業地域を除く）

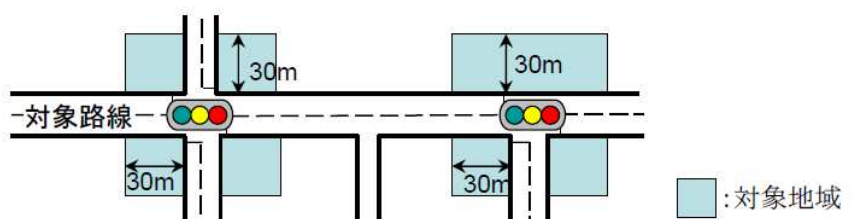
□両側300m以内

- ・近畿日本鉄道奈良線
- ・阪奈道路
- ・信貴生駒スカイライン

ただし、自家用の広告物（自己の事務所、営業所、店舗等に表示するもの）についてはこれらの地域においても、用途地域、店舗等の建物延面積等に応じて屋外広告物の表示・設置ができる場合があります。

■ 次に掲げる広域幹線道路の交差点の周辺30mの地域（下図）では屋外広告物を表示又は掲出物件を設置することができません。

- 国道163号  
（清滝生駒道路）
- 国道168号
- 枚方大和郡山線



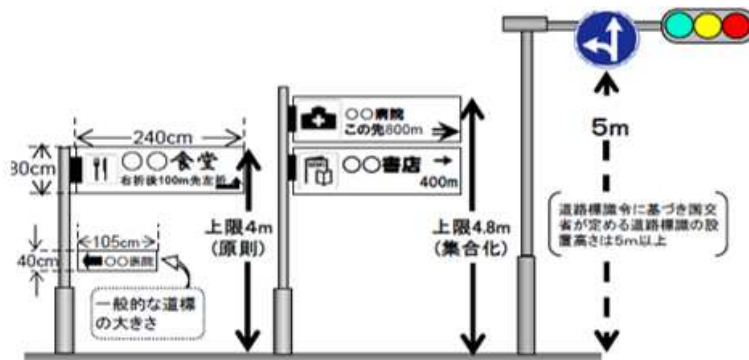
ただし、道標など適用除外となるもの、及び自家用の広告物（自己の事務所、営業所、店舗等に表示するもの）については掲出が可能です。道標については、当該地域外において設置可能な規模よりも大きなサイズの道標の設置が可能です。

掲出する自家用広告物の総量が、10㎡を超える場合については、許可申請手続きが必要です。なお、風致地区と重なっている場合は、風致地区内において掲出できるもののみ掲出が可能です。

○広域幹線道路の交差点周辺に表示できる広告物は、

① 道標（方向案内板）

- ・縦 80 cm以内×横 240 cm以内
- ・地盤面から広告物上端までの高さ 4m以下（同一の支柱に縦に2個以上設置する場合は4.8m以下）



② 自家用広告物

- ・自己の事業又は営業に関し自己の事業所等に表示するもの  
（総面積が10㎡を超える場合は許可を受ける必要があります）

■ 上記の他、市街化調整区域では、非自家用の広告塔及び建植広告物又はこれらを掲出する物件は、設置・掲出できないことがあります。

■ 学研奈良登美ヶ丘駅周辺は、「景観保全型広告整備地区」として別途規制があります。詳しくは窓口・ホームページで資料を配布しています。

■ その他、「地区計画」を定めている地域は別途規制があり、届出が必要な場合があります（生駒市都市計画課または市ホームページ）。

## 許可地域等

- 広告を出せる地域でも、生駒市域については許可が必要となります。

## 許可基準

### ■ 一般基準

#### □ 美観上の基準

- 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美観を害さないものであること。
- 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のみのものであること。
- 赤、緑、紫の原色又は原色に近い色彩（※1）の使用は、その表示部分を最小面積にとどめること。（※2）
- 赤色と緑色・緑色と紫色は近接して使用しないこと。
- イルミネーション、ネオンサイン等は点滅速度をゆるやかにすること。
- サーチライトは使用しないこと。

#### □ 危害防止の基準

- 容易に腐朽し、破損しない構造であること。
- 風、雪、振動等により倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
- 信号機、道路標識の効用を妨げないものであること。
- 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。

### ★色彩の一般基準

※1. 「赤、緑、紫の原色又は原色に近い色彩」とは、次の表の色相・明度・彩度のマンセル値にすべて該当する場合をいう。

（色相・明度・彩度のうちどれか1つでも該当しない場合は規制対象外）

	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)
赤 (R)	1 R 以上 6 R 未満	4 以上 6 未満	8 超え
緑 (G)	1 G 以上 7 G 未満	4 以上 7 未満	6 超え
紫 (P)	6 P 以上 9 P 未満	4 以上 6 未満	7 超え

※2. 「その表示部分を最小面積にとどめること」（※1のマンセル値に該当した場合）

都市計画法第2章に規定する用途地域のうち 商業地域・近隣商業地域・準工業地域	その他の地域
50%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)	40%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)

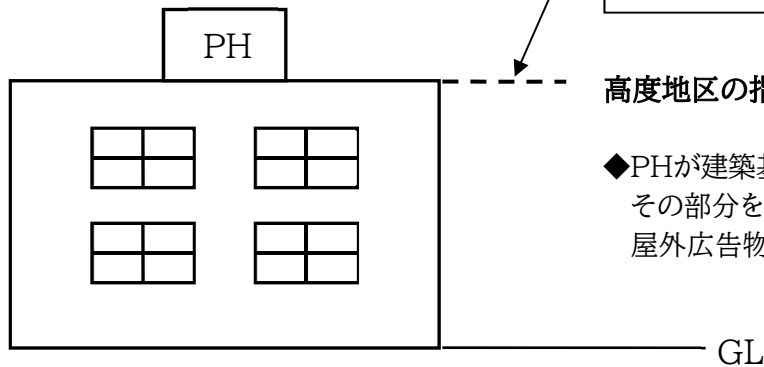


## ■種類別基準

□建築物を利用するもの

### 屋 上 広 告 物

◆高度地区の指定による限度



他の基準を満たしていても、このラインより上には屋外広告物を設置できない

高度地区の指定による上限ライン

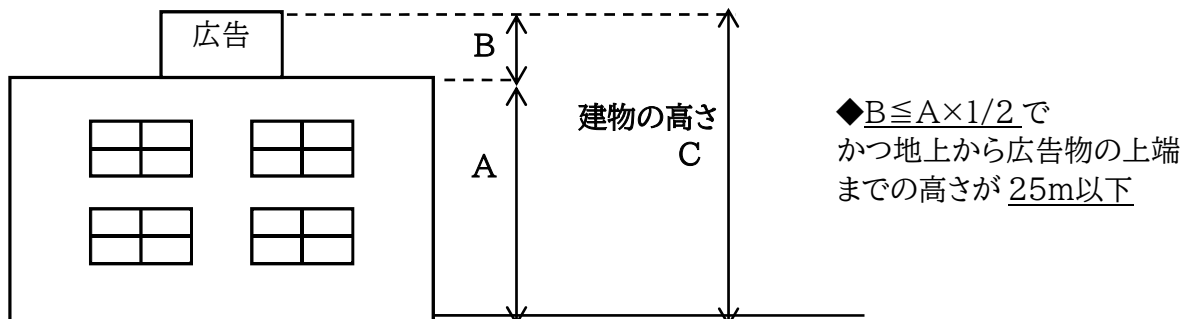
◆PHが建築基準法上認められたものであって、その部分を含めて建築確認を受けている場合であっても、屋外広告物は、当該高度地区の上限を超えて設置できない

- ◆和風建築物の棟には屋外広告物を掲げないこと
- ◆屋根には直接ペンキ等で表示しないこと

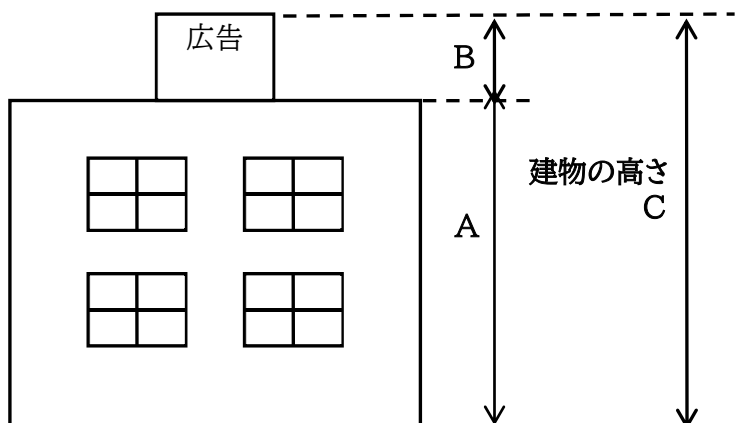
## ●屋上広告物の地域別基準

- A = 建築物の高さ (= 建築物の最高の高さ)
- B = 広告物の高さ (= 建築物の高さから広告物の表示面積部分の上端まで)
- C = (平均GLから広告物の表示面積部分の上端までの高さ)

○屋上第1種地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域)



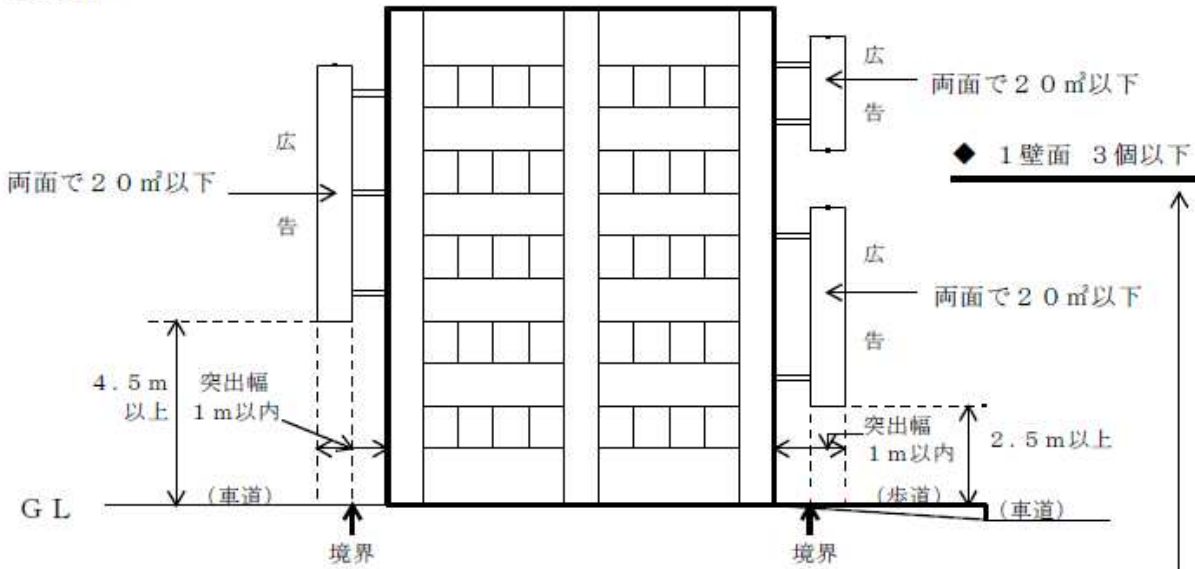
○屋上第2種地域（第1種地域以外の地域）



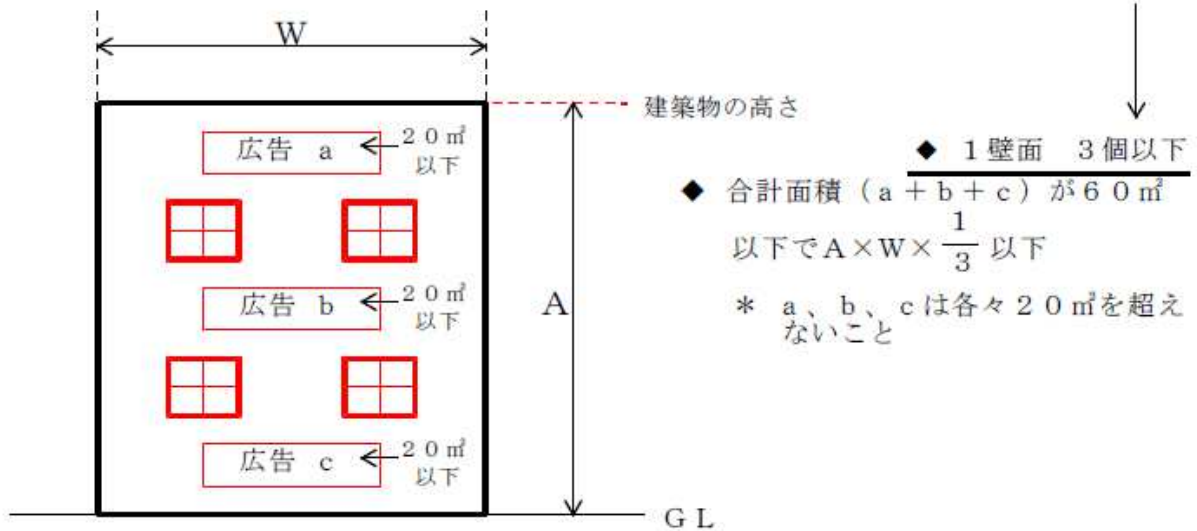
- ◆高さ(A)が15m未満の場合  
 $B \leq A \times 1/2$  で  
かつ地上から広告物の上端まで  
の高さが20m以下
- ◆高さ(A)が15m以上の場合  
 $B \leq A \times 1/2$  で  
かつ地上から広告物の上端まで  
の高さが36m以下

# 軒下広告物

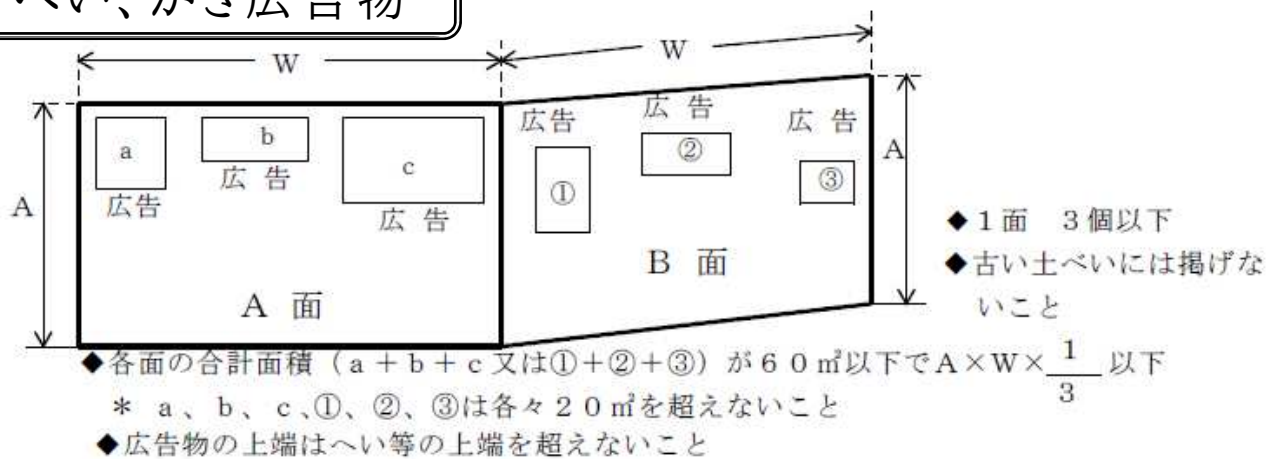
## ○突出



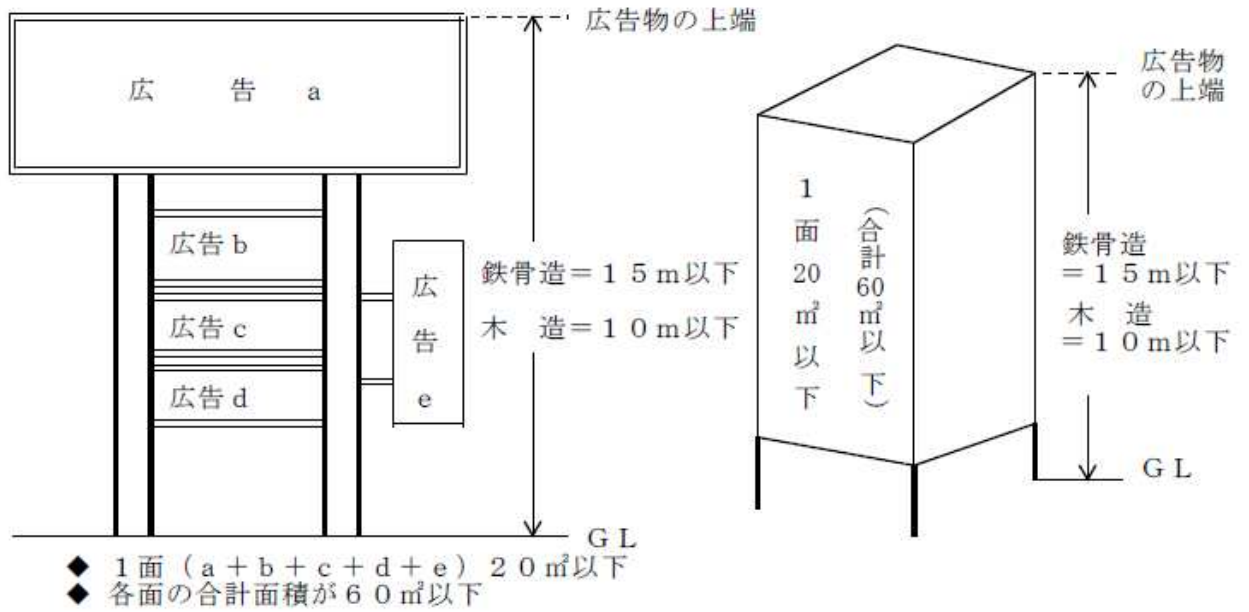
## ○壁面



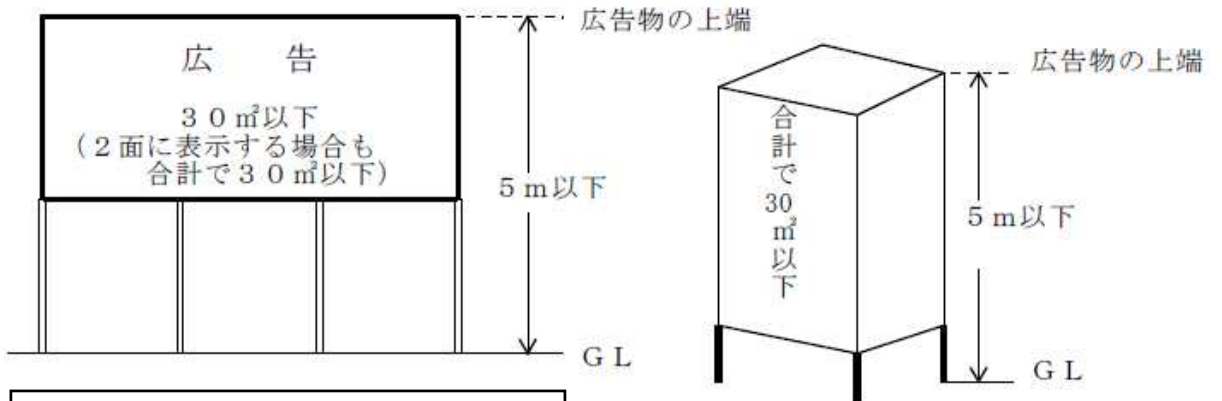
# へい、かき広告物



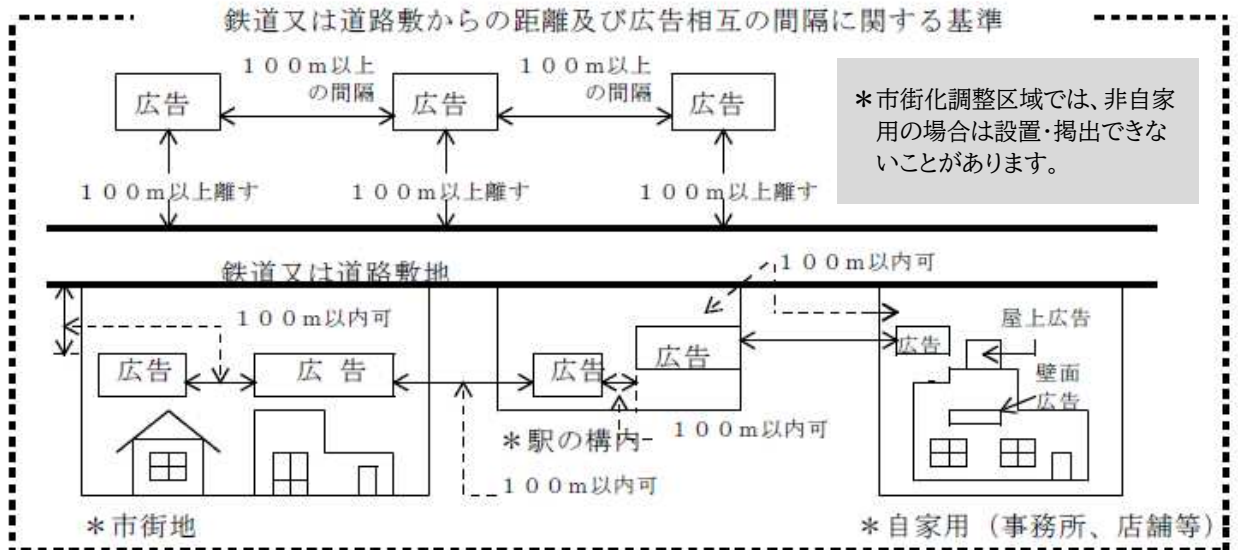
# 広告塔



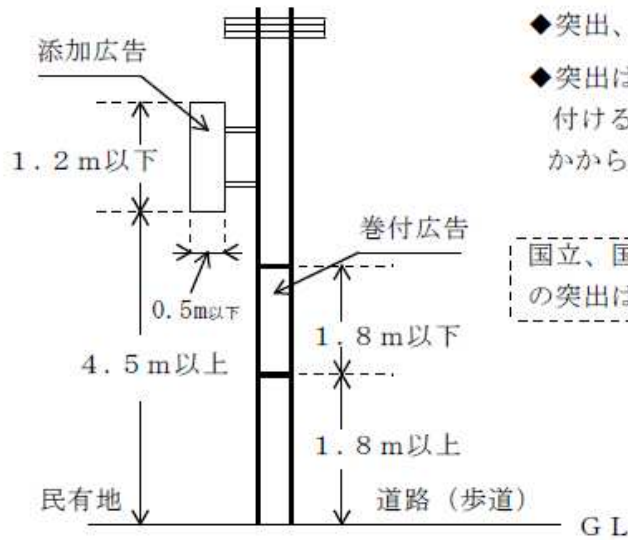
# 建植広告物



## 広告塔・建植広告物についての市街地要件



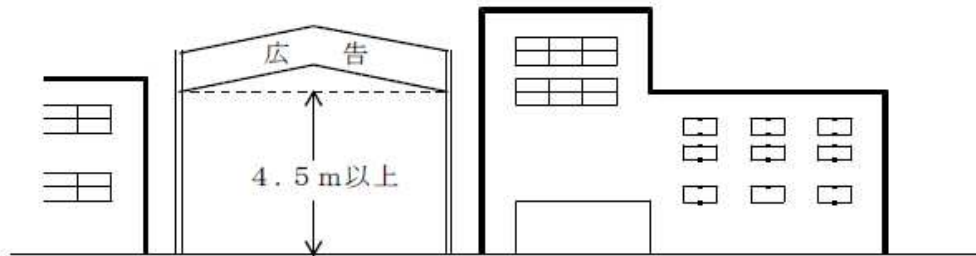
## 電柱広告物 (突き出し広告、巻き付け広告)



- ◆ 突出、巻付は電柱1本にそれぞれ1個
- ◆ 突出は、道路と反対の方向（私有地側）に取り付けること。[突出の先端が道路（歩道）上にかからない場合は、この限りでない]

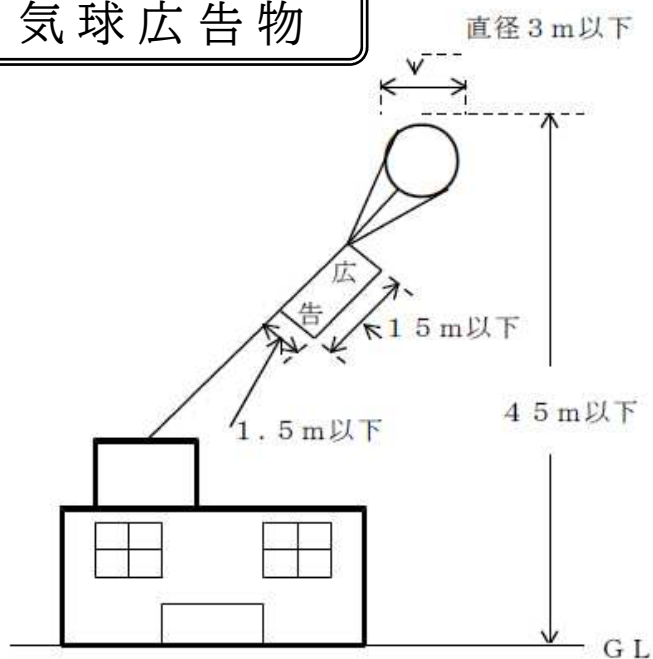
国立、国定公園及び県立自然公園の特別地域内の突出は、設置高さが5m以下とされている

## アーチ広告物



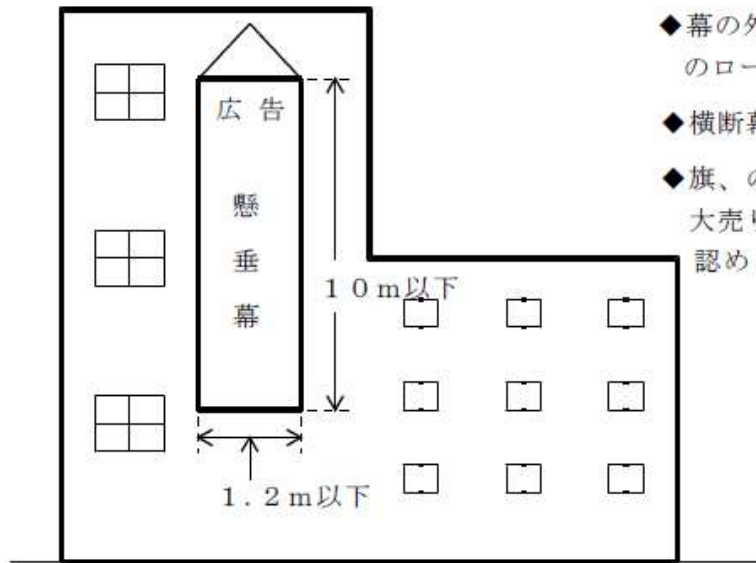
- ◆ アーチ上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみ表示
- ◆ 上記以外の広告物は、下部の柱部に掲出

## 気球広告物



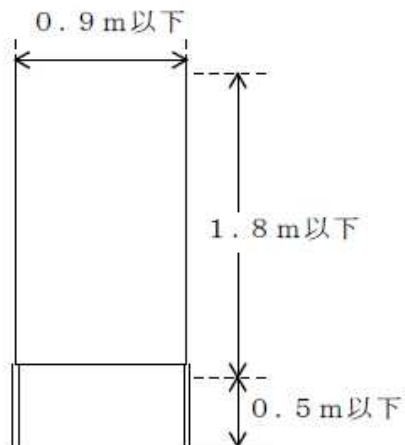
- ◆ 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと
- ◆ 広告面にネットを使用のこと
- ◆ 風速5m以上の時は掲揚しないこと
- ◆ 気球に補助綱があること

# 広告幕 (懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)



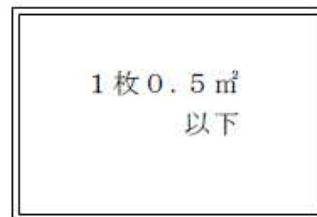
- ◆幕の外周には、風圧に耐えられる太さのロープをいれること
- ◆横断幕は繁華街においてのみ掲げること
- ◆旗、のぼり等は祭日、縁日、臨時興業、大売り出しのほか、商店街の慣習として認められている場合に限る

## □ 立看板

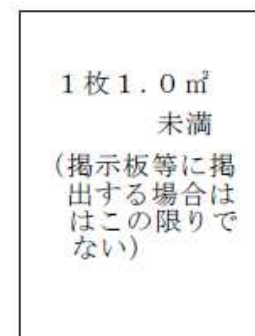


- ◆設置期間は、2ヶ月以内

## □ はり札



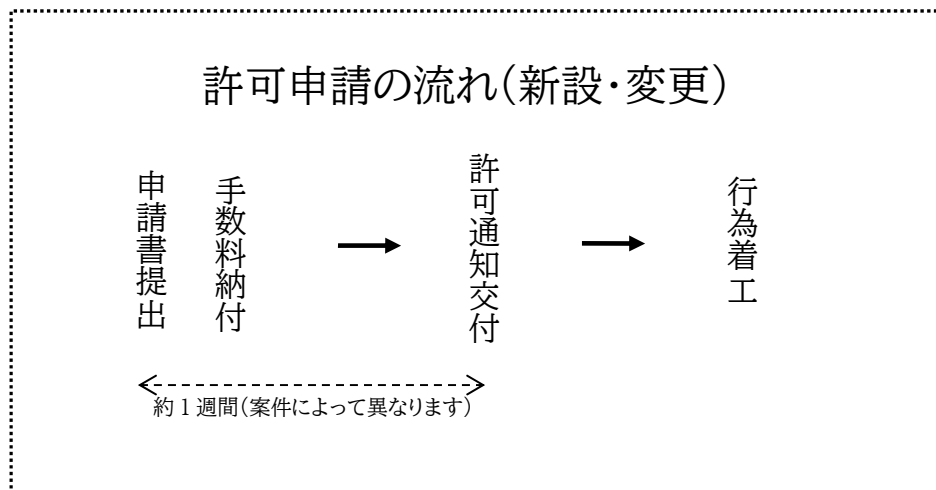
## □ はり紙



- ◆新聞紙に墨書き又は絵具書きしたものは掲出しないこと
- ◆掲出期間は、1ヶ月以内

## 許可申請等の手続き

許可申請等についての照会、相談、受付等は生駒市都市整備部都市づくり推進課で行っております。



### ■ 新設の場合

広告物許可申請書正副2通に必要書類(14ページ参照)を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

### ■ 変更の場合

広告物変更許可申請書正副2通に変更の内容を明らかにした書類(14ページ参照)を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

### ■ 継続の場合

許可期間が広告物の種類に応じて規定されています。

期限後も引き続き広告物を掲出する場合は、期間満了の30日前までに広告物継続許可申請書正副2通に、屋外広告物自己点検結果報告書を添付して提出し、許可を受けてください。

■ 申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

住所氏名変更届 1 通を提出してください。（控えの返送を希望される場合は 2 通）

■ 撤去した場合

屋外広告物撤去届 1 通を提出してください。（控えの返送を希望される場合は 2 通）

■ その他（他法令により手続きが必要な場合）

○高さ 4 m を超える広告塔等に広告物を掲出する場合

工作物の確認申請が必要となる場合があります。工作物の確認申請をされた場合は、工作物確認申請書と検査済証の写しの提出が必要です。

○道路敷地や道路の上空に広告物を掲出する場合

道路占用の許可（道路法）

（国道） 奈良国道工事事務所（出張所）管理課

（県道、県管理の国道） 県土木事務所管理課

（市町村道） 生駒市建設部管理課

※道路占用をされた場合は、申請書に道路占用許可の写しを添付してください。

○その他許認可の手続きが必要な場合がありますので、それぞれご確認ください。

各許可申請には手数料(16ページ参照)が必要です。

納入方法は生駒市都市整備部都市づくり推進課で確認願います。



# 許可申請必要書類

<申請部数 各2部>

申請書ダウンロードはこちら

<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000001554.html>



※ 令和4年1月1日より様式を変更（押印欄の削除）しました。  
添付書類も押印不要です。

必要書類		新規	変更		備考
			意匠	その他	
① 屋外広告物許可申請書 【様式第1号】		○			
② 屋外広告物変更許可申請書 【様式第2号】			○	○	
③ 付近の見取り図		○			・縮尺2,500分の1程度の地図または、住宅地図等に <b>設置場所</b> を記入。
④ 色彩及び意匠を表す図面		○	○	○	・広告物の色彩図（立面図に着色も可）。 ・使用色のマンセル値を記載。
仕様書及び設計書	⑤敷地配置図・平面図	○		○	・広告物の設置場所を記入（朱書）。 ※敷地配置図に設置場所が表示できれば平面図は不要。
	⑥立面図	○		○	・広告物の設置場所を記入。屋上の場合には図面上にGL、最高の高さ、広告物の上端の高さを各々記入。
	⑦構造図	○		○	・広告物の構造を示す図面（基礎構造図、取付断面図を含む）。 ・照明の取付状況を示す図面。
⑧確認済証及び確認申請書（建築物）の第1面～第5面の写し		△ ※1 ※2			※1 屋上広告物の場合、または屋上広告物か軒下広告物か判断できない場合に必要。（建築物断面図でも可） ※2 展望規制地域内における自家用広告物について、建築延面積を確認する場合に必要。
⑨屋外広告物自己点検結果報告書			○	○	・申請者または委任者が点検を実施し記入
⑩道路占用許可書の写し		△ ※3		△ ※3	※3 道路（公道）の上空を占有する場合に必要。
⑪工作物の確認申請書の写し		△ ※4		△ ※4	※4 広告塔などの <b>工作物設置時</b> に必要
⑫委任状		△ ※5	△ ※5	△ ※5	※5 申請者が第3者に申請を委任する場合に必要。
⑬返信用封筒2枚		△ ※6	△ ※6	△ ※6	※6 手数料の納付書と、許可通知書の郵送を希望する場合に必要。

△印の書類は必要に応じて添付の必要があります。

□継続申請時（広告物の**意匠等変更が全くない**場合）

- ① 広告物継続許可申請書【様式第3号】
- ② 屋外広告物自己点検結果報告書
- ③ 委任状（申請者と届出者（手続きを行う者）が異なる場合）

## 屋外広告物審査手数料と許可期間

[手数料額については「生駒市手数料条例」に基づき規定]

(平成17年4月1日から適用)

種 類	手 数 料	期 間
広告塔 アーチ広告物 屋上広告物 建植広告物 軒下広告物 塀垣広告物等の広告物	1個につき 5㎡まで1,500円 5㎡増すごとに1,500円加算	3年以内
気球広告物	1個につき 1,000円	1年以内
広 告 幕	1個 500円	
電柱広告物	1件5個まで1,000円 5個増すごとに1,000円加算	
立 看 板	1件5個まで1,000円 5個増すごとに1,000円加算	2ヶ月以内
は り 札	1件5個まで500円 5個増すごとに500円加算	1年以内
は り 紙	1件100枚まで500円 100枚増すごとに500円加算	1ヶ月以内

○ 1件とは一括申請されたもので形状、大きさ、意匠等同一のものをいいます。

○ 単位の端数は、一単位に切り上げます。

## 適用除外

自家用広告などについて、条例の規定の一部の適用を除外して、一般の広告物より規制の基準を緩和している場合があります。

したがって、禁止地域・禁止物件であっても、広告物を掲出できる場合がありますので詳しくは生駒市都市整備部都市づくり推進課にご相談ください。

- 公職選挙法その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの。
- 他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務づけられたもの。(道路法に基づく道路標識、建築基準法に基づく確認の表示等)
- 国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務又は事業に関して主として公共の利益のために表示するもの。
- 自家用広告物  
自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、営業所等に表示するもの、又は自己の所有する土地、又は建造物の一部に管理上必要があつて設置するもので、次の表の基準に適合するもの。

地 域	区 分	事務所、営業所等に表示するもの	所有地、管理地等に表示するもの
風致地区		7 m <sup>2</sup> 以下	5 m <sup>2</sup> 以下
生駒市内で、その他の地域及び場所		10 m <sup>2</sup> 以下	

- 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するものでその会場の敷地内に表示するもの。
- 車両に表示されるもの。
- 道標、案内板

次の表の基準に適合するもの。

地 域	区 分	道 標	案 内 板 (文化財の紹介を目的としたもの)
生駒市内		たて(よこ) 40 cm以下 よこ(たて) 105 cm以下	5 m <sup>2</sup> 以下

- 神社、寺、教会が宗教行事のため表示するもの。
- 年中行事のため主催者が表示するもの。
- 冠婚葬祭のため表示するもの。

## その他の注意事項

### ■適正な管理と自主撤去

- 許可の表示  
許可を受けた広告物には、許可の標識を必ず付けてください。
- 管理義務  
設置者又は管理者は、表示又は設置した広告物を、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。
- 撤去義務  
許可期限が満了したとき、又は広告物を表示する必要がなくなったときは、その表示者又は申請者は責任をもって撤去してください。
- 罰則の適用  
許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や物件に表示したりして、条例に違反したときは、50万円以下の罰金に処せられます。

## 屋外広告業登録

### ■屋外広告業登録

奈良県内で屋外広告業を営むには、知事の登録を受けることが必要ですので県担当窓口（奈良県景観・自然環境課 景観・屋外広告係）までお問い合わせください。

屋外広告物 市担当窓口

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市 都市づくり推進課

電話 0743-74-1111（内線3311）